

# 大阪府立八尾支援学校 個人情報保護規程

制定 平成24年1月1日

改正 令和7年3月31日

## 1 目的

この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）及び大阪府個人情報保護条例に基づき、教育上の必要性から収集された、特定の個人を識別できる児童・生徒の個人情報を適正に取り扱い、保護するために基本的事項を定める。

## 2 個人情報の定義について

「個人情報」とは、法第2条第1項に定めるもの（生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの）をいう。具体的には、「本校に在籍する、または、在籍した、すべての児童・生徒に関わる、例えば、氏名、性別、生年月日、保護者・家族等（構成等）、健康及び障がいに関する情報、評価、進路、画像などの情報で、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人と識別することができるものを含むすべてのもの」をさす。

## 3 個人情報の収集及び利用について

個人情報を収集する際には、収集目的を明示し、目的の範囲内に限り、直接、児童・生徒、あるいは保護者・家族等から収集すること。あるいは児童・生徒、保護者の同意を得て、他の機関から収集すること。利用については、その収集目的を逸脱しない範囲で行うこと。

- (1) 本校が支援学校であることから、生育歴、障がいや特性、心身の状況などを収集することがあるが、取り扱いについては特に留意すること。
- (2) 学校行事や授業等の教育活動の記録として収集するビデオ、写真等の画像については、年度当初に児童・生徒及び保護者に利用目的等の趣旨を説明し、十分な理解を得ること。

## 4 個人情報の第三者提供について

個人情報を第三者に提供する場合、原則として、児童・生徒、あるいは保護者の同意を得た上で行い、管理職の了承を得ること。

- (1) オンラインによる個人情報の第三者提供は、暗号化等の安全管理措置を講じる場合を除き、原則禁止とする。教職員 ICT ネットワークについては、「大阪府立学校教職員 ICT ネットワーク管理運用要領」を遵守すること。
- (2) 進路指導等で児童・生徒の個人情報を外部機関に提供することがあらかじめ予想される場合、事前に管理職に報告し、児童・生徒、あるいは保護者の同意を得ること。
- (3) 指導上、緊急を要して、児童・生徒の個人情報を外部機関に提供した場合、速やかに管理職に報告を行うこと。また、提出先の個人情報管理について確認をとること。
- (4) 研究授業、研究誌等で、事例報告を行う場合、個人が特定されないよう、氏名の匿名化や記号の使用等の措置を講じること。
- (5) 学校行事や授業等の教育活動を記録したビデオ、写真等の画像の提供については、撮影され

ている全ての児童・生徒、または保護者の同意を得ること。

## 5 個人情報の管理・保護について

個人情報については、適切かつ厳重に管理すること。個人情報の漏洩・改ざん・紛失等を防止する対策を実施し、その維持・改善に努めること。

- (1) 個人情報をコンピュータ処理する場合、校務で許可された端末を使用すること。(モバイルワーク基盤の利用を含む)
- (2) 処理されたデータは、OneDrive または SharePoint に保存すること。その際「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱の運用」に準じ、必要に応じてパスワードや秘密度ラベルを設定すること。
- (3) 管理職によって許可された外部記憶装置の管理には特に注意し、使用する際には、外部記憶媒体管理簿に必要事項を記入して管理職の許可を得ること。
- (4) 個人情報を持ち出す必要が生じた場合  
個人情報外部持ち出し申請書等を提出の上、管理職の許可を得ること。

## 6 個人情報の開示について

本人もしくは保護者による自己の個人情報の開示請求に対しては、開示することを原則とする。ただし、法令に定められた不開示事由に該当する場合は、全員または一部を開示しないことができる。

## 7 保存期間について

原則として、文書・画像等のデータは、担任・学年主任・担当者による保存期間をその児童・生徒の在籍期間内とし、必要に応じて期間を延長してもよいものとする。

ただし、学校周年行事に向けた記録は、部主事・管理職による保存期間を 10 年間とする。

その他の保存期間は、別に定める「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱の運用」に準ずるものとする。

## 8 個人情報の廃棄について

保存期間の終了及び保有する必要がなくなった個人情報は、确实かつ、速やかに廃棄し、または消去すること。

- (1) 個人情報文書等の廃棄にあたっては、シュレッダー等により復元不可能な状態とすること。
- (2) 特に、管理職によって許可された外部記憶装置等はデータを完全消去すること。

## 9 その他

校内におけるコンピュータを活用した個人情報の扱いについては、「大阪府学校情報ネットワーク管理運用要領」「大阪府立学校教職員 ICT ネットワーク管理運用要領」「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱の運用」に準ずる。

## 10 附則

- (1)この規定は、平成24年1月1日から施行する。
- (2)この規定は、平成30年5月1日から施行する。
- (3)この規定は、令和1年5月1日から施行する。
- (4)この規定は、令和7年3月31日から施行する。